

令和●年度 扇町公園及び大阪市立扇町プール 管理運営業務年度協定書

大阪市及び●●（以下「指定管理事業者」という。代表者：●●。）は、令和●年●月●日付締結の扇町公園及び大阪市立扇町プール管理運営業務基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、次のとおり、令和●年度扇町公園及び大阪市立扇町プール管理運営業務年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 年度協定は、扇町公園及び大阪市立扇町プール管理運営業務の各年度の指定管理業務、公園駐車場管理業務及び魅力向上業務（以下3業務を併せて「本件業務」という。）の業務内容及び本件業務に必要な経費として支払われる業務代行料及び利益配分等を定めることを目的とする。

（本件業務の細目）

第2条 基本協定第5条第1項各号、第5条の2第1項各号及び第5条の3第1項各号に定める業務の細目は、別紙仕様書に定めるとおりとする。

2 前項の仕様書に記載がない仕様があるときは、大阪市と指定管理事業者が協議して定める。

（年度協定の期間）

第3条 この年度協定の期間は、令和●年4月1日から令和●年3月31日までとする。

（業務代行料）

第4条 基本協定第32条第3項に定める業務代行料は、金 ●●円（うち消費税及び地方消費税額 ●●円）とし、その内訳は次のとおりとする。

一般園地 ●●円

扇町プール ●●円

以上の合計額 ●●円に、公園施設設置・管理許可使用料相当額 ●●円を充当し、金 ●●円を業務代行料とする。

2 公園施設設置・管理許可使用料相当額の年間実績が、前項に記載の公園施設設置・管理許可使用料相当額 ●●円を超えた場合は、超えた金額について前項に定める業務代行料から差し引くものとする。

3 公園施設設置・管理許可使用料相当額の年間実績が、第1項に定める公園施設設置・管理許可使用料相当額 ●●円を下回った場合は、指定管理事業者と大阪市が協議の上、別途精算する。

4 基本協定別表第3（同第41条関係）に基づき大阪市が負担する補修・修繕費用は、大阪市と指定管理事業者の協議の上、覚書を締結し、別途精算する。

5 大阪市は、第1項に定める業務代行料について、指定管理事業者の請求に基づき当該請求を

受けた日から30日以内に次のとおり支払うものとする。

請求時期	支払い金額
令和●年 7月	●●円
令和●年10月	●●円
令和●年 1月	●●円
令和●年 4月	●●円
合計	●●円

6 第3項及び第4項における大阪市が負担する金額は、原則年度末に精算するものとし、指定管理事業者は当該金額を大阪市に請求し、大阪市はこれを支払う。

7 第2項における、業務代行料から差し引く公園施設設置・管理許可使用料は、原則年度末に精算するものとし、指定管理事業者は令和●年4月の業務代行料について当該金額を差し引いた業務代行料を大阪市に請求し、大阪市はこれを支払う。

(業務代行料の前払い)

第5条 指定管理事業者は、大阪市が本件業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、前払いによる業務代行料の全部又は一部の支払いを大阪市に請求できるものとする。

2 大阪市は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に業務代行料を支払わなければならない。

(業務代行料の精算)

第6条 指定管理事業者は、本件業務終了後に業務代行料に係る精算書を作成し、速やかに大阪市の提出しなければならない。

2 指定管理事業者は、大阪市が精算書の内容を精査した結果、基本協定又はこの年度協定に定める仕様を満たしていない等、本件業務を適切に実施しなかった又は未実施であったことによる剰余が生じていると認める場合には、当該精算書を提出した日から20日以内に当該剰余金を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。

3 指定管理事業者は、大阪市が精算書の内容を精査した結果、基本協定又はこの年度協定に定める仕様を満たしている等、本件業務を適切に実施しているにもかかわらず、やむを得ない事情により不足が生じていると認める場合には、当該精算書を提出した日から20日以内に当該不足額に係る請求を行わなければならない。

4 前項の請求及び第2項の納付にあたっては、規定の期間を超えることが無いよう、大阪市と指定管理事業者が協力して、速やかに手続を進めるものとする。

5 大阪市は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該不足額を支払わなければならない。

(業務代行料の減額等)

第7条 基本協定第43条第7項に定める改善指示を行ったにもかかわらず、指定管理事業者がこれを改善しなかったときは、大阪市は、第4条第1項に定める業務代行料のうち改善されなかった業務に関して大阪市と指定管理事業者が協議して定める金額（以下「未改善業務に係る金額」という。）を減額若しくは請求することができる。なお、本条に基づく減額について、指定管理事業者から根拠の開示を求められた場合、大阪市はこれに応じるものとする。

2 大阪市は、前項の規定により業務代行料の減額を決定したときは、第4条第5項に定める請求月までに指定管理事業者へ通知しなければならない。

3 指定管理事業者は、前項の通知を受けたときは、第4条第5項の業務代行料の請求は、当該請求月の業務代行料の金額から未改善業務に係る金額を控除した金額を大阪市に請求するものとする。

4 指定管理事業者は、大阪市から第1項に定める未改善業務に係る金額の請求を受けたときは、大阪市の指定する期限までにこれを支払わなければならない。

5 大阪市が基本協定及び年度協定に定める大阪市の義務を履行しなかったことにより、指定管理事業者に損害が発生したときは、大阪市は、指定管理事業者のその損害を賠償するものとし、その金額は大阪市と指定管理事業者が協議して定める。

(利益配分)

第8条 基本協定第46条に定める事項は次のとおりとする。

(1) 総収入額から総支出額を差し引いて一定以上の利益が生じた場合とは、総収入額から総支出額を差し引いた金額が総収入額に1,000分の25を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合をいう。

(2) 配分率によって算出される額とは、前号の場合において総収入に1,000分の25を乗じた額を超えた部分に係る金額に100分の50を乗じた額とし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 基本協定第46条に従い算出された利益は、**※大阪市へ納付又は大阪市が指定管理事業者に支払う次年度以降の業務代行料に充当若しくは年度協定で定める方法により、大阪市の所管施設の改修費用に充当するかのいずれかを毎年大阪市と指定管理事業者が協議し、年度協定において定めます。**

(業務内容の変更・中止等)

第9条 基本協定第44条により本件業務の内容を変更し、又は本件業務の一時中止を指定管理事業者へ指示する場合は、大阪市と指定管理事業者は協議を行い、書面により業務内容を定めるものとする。

(事業計画等)

第10条 指定管理事業者は、基本協定第5条第1項各号、第5条の2第1項各号及び第5条の3第1項各号の業務の実施にあたっては、指定管理事業者が大阪市と協議の上作成する事業計画

及び収支計画に従って実施するものとする。

- 2 前項の事業計画及び収支計画に記載がない事項については、大阪市と指定管理事業者が協議して定める。
- 3 指定管理事業者は、次年度の事業計画の作成にあたり、大阪市が指定する期日までに、本件業務に係る管理運営及び事業内容等の実績に基づく検証を踏まえ、課題解決に向けた改善計画を作成し、大阪市と協議の上、反映しなければならない。

(事業報告書)

第11条 指定管理事業者は、基本協定第45条に定める事業報告書について、大阪市公園条例施行規則（昭和52年大阪市規則第51号。）第32条及び大阪市立プール条例施行規則（平成13年大阪市規則第82号。）第8条の規定に基づき、この年度協定の期間終了後（基本協定第47条第1項各号及び第48条第2項の規定により指定管理事業者の指定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日後）2カ月以内に大阪市に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2カ月以内に事業報告書の提出をすることができない場合は、あらかじめ文書により理由を明らかにした上、大阪市の承認を得て当該提出を延期することができる。

(成果指標)

第12条 本件業務の実施について、施設等の管理運営を通じた目的の達成度合いについて検証するため、成果指標を設定する。成果指標は次の各号に定める事項とし、指定管理事業者は大阪市と協議の上、別紙仕様書にて各項目の目標値を設定し、達成状況について、前条の事業報告書により大阪市へ報告するものとする。

- (1) 扇町公園利用者への満足度
- (2) 扇町プールの年間利用者数及び利用者への満足度

(違約金)

第13条 指定管理事業者は、基本協定第47条第1項各号又は第48条第2項の規定により、指定を取り消され、又は本件業務の停止を命じられた場合、次の各号に定めるところに従い、違約金を大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 基本協定第47条第1項第1号から第5号、第8号及び第9号並びに第48条第2項
●●円
- (2) 基本協定第47条第1項第6号及び第7号
●●円

- 2 前項の規定による違約金は、損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しない。

(大阪市主催事業)

第14条 指定管理事業者は、大阪市が主催するスポーツ関連事業に協力するものとする。

(補則)

第15条 この年度協定に定めがあるもののほか、指定管理事業者の業務内容及び処理について疑義が生じたとき、又はこの年度協定に定めがない事項については、基本協定によるものとし、その他については、大阪市と指定管理事業者が協議して定めるものとする。

2 基本協定の規定とこの年度協定の規定との間に明らかな矛盾がある場合は、原則として基本協定の規定を優先する。

年度協定の締結を証するため、本書を●通作成し、大阪市と指定管理事業者の双方が記名押印の上、大阪市並びに指定管理事業者の代表者及び構成員が各自1通保管する。

令和 年 月 日

大阪市 大阪市北区中之島一丁目3番20号
大阪市長 松井 一郎

指定管理事業者 商号又は名称

(代表者) 所在地
法人等の名称
代表者氏名

(構成員) 所在地
法人等の名称
代表者氏名

※本年度協定書(案)については、事業者の提案内容によって、規定を見直すことがあります。

※令和5年度については、扇町プールにかかる記載部分については削除しての締結となります。

業務仕様書一覧

- I 共通事項
- II 扇町公園基本平面図
- II-1 扇町公園施設一覧表
- II-2 指定管理事業者の管理対象外の公園施設一覧
- III 一般園地の管理運営に関する事項
- III-1 扇町公園維持管理業務仕様書
- III-2 維持管理基本水準書<扇町公園>
- III-3 扇町公園電気機械設備維持管理に関する事項
- IV 扇町プールの管理運営に関する事項（扇町公園）
- IV-1 扇町プール電気機械設備維持管理に関する事項
- V 広告事業推進業務仕様書（扇町公園）
- VI 行為許可の審査基準等
- VII 扇町公園駐車場管理運営業務仕様書
- VIII 扇町公園指定管理事業者に係る魅力向上業務仕様書
- IX 魅力向上事業に関する事項